

看護小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令第 37 条に基づいて、当事業者が利用者様に説明すべき重要事項はつぎのとおりです。

1、事業者の概要（介護保険事業を行う法人全体の説明）

事業者の名称	医療法人 青藍会
主たる事業所の所在地	茨城県水戸市酒門町 275-3
理事長氏名	小林 正貴
電話番号	029-304-0111

2、事業所の概要（事業所についてのご説明）

事業所の名称	コミュニティヘルスケアせいらん
指定番号	0890100670
所在地	茨城県水戸市酒門町 268 番の 2
管理者氏名	川田 里美
電話番号	029-350-5313

3、事業所の目的と運営方針

事業の目的	利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態の利用者の立場に立った適切なサービスの提供を目的とします。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとします。さらに、利用者の社会的孤立感の解消並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図る為に、事業所内において、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

4、従業者の勤務体制

看護小規模多機能型居宅介護の従業者の職種及び員数は次の通りとなり、必要職については法令の定める通りです。

職 種	人 員
看護職員	3 名以上
介護職員	6 名以上
介護支援専門員	1 名以上
事務職員	1 名以上

5、営業日及び営業時間等

(1) 営業日 年中無休

(2) サービス提供時間

通いサービス：午前9時00分～午後5時00分

宿泊サービス：午後5時00分～午前9時00分

訪問サービス：午前7時00分～午後6時00分

6、登録定員及び利用定員

登録定員：29名

利用定員 通いサービス：18名

宿泊サービス：9名

7、サービスの実施地域

水戸市

8、サービスの内容

看護小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者のご自宅での生活を軸に日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通所サービス、訪問サービス、宿泊サービスを組み合わせた介護、看護を行います。

①通所サービス 送迎、機能訓練、入浴、食事の提供、レクリエーション、健康状態の確認などを行います。

②訪問サービス 介護職員が自宅を訪問し、生活面での支援を行います。看護職員が自宅を訪問し、健康状態の観察、健康相談、指導などを行います。

訪問サービスを実施するために必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は、利用者の負担となります。

③宿泊サービス 介護者の都合により、夜間自宅で介護することが出来ない場合に利用できます。夕食、朝食を提供します。

9、利用料：総単位数×地域単価×1割（または2割・3割）＝自己負担額

【地域単価は1単位＝10.55円（5級地）】

① 要介護1～5の介護保険該当利用料

【登録者】＊料金表は別紙参照

【登録者以外の短期利用】＊料金表は別紙参照

② 交通費 通常の実施区域を越えて行う送迎の交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えてから、1kmあたり40円の往復分

③ その他（保険外利用分）レクリエーション材料費、行事費はお知らせしたうえで、別途頂くことがあります。

※看護小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。

※介護報酬について、登録月については日割り算定でご請求いたしますが、月途中における入院、退院については日割り計算ではなく、月額でのご請求となります。

10、支払方法

①前月の利用分の請求書を、翌月 10 日以降に発行し、お渡しいたします。

②当月中にお支払いください。お支払いの確認が出来ましたら領収書を発行いたします。

（※領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管してください）

③お支払方法は、原則として口座振替でお願いいたします。（口座振替日は毎月 27 日、休業日の場合は翌営業日）ご指定の口座へご入金をお願い致します。

④お支払いが滞った場合は、保証人へ請求をさせていただきます。

11、非常災害対策

①消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対する計画に基づき、また、条坊法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

②防火管理者には、事業者管理者とは別に定めます。

③火元責任者には、事業所職員を充てます。

④非常災害用の設備点検は、契約保守事業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。

⑤非常災害設備は、常に有効に保持するように努めます。

⑥防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

（一） 防火教育及び防火訓練（消化・通報・避難）・・・年 2 回以上

（二） 非常災害設備の使用方法的徹底・・・随時

⑦その他必要な災害防止対策についても必要に応じて体制を取ります。

12、事故発生時の対応

看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに併設（連携）医療機関への受診等の必要な措置を講じ、保証人等のご家族へ連絡します。また必要に応じ、その他の医療機関等への受診を行う場合もあります。事故についての検証は「事故発生防止委員会」が行い、経過・原因究明・今後の対策を検討し、必要に応じ防止に向けた対応を行います。

1 3、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待の防止のための指針の整備をしています。
- ③従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。

1 4、身体拘束について

事業者は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため、緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

- ①やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録します。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ③身体拘束等の禁止のための指針を整備します。
- ④従業者の対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施しています。

1 5、業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務開催を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6、運営推進会議の設置

看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について、定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

（運営推進会議）

- | | |
|-----|--|
| 構 成 | ・利用者、その家族、地域住民の代表者、市職員、高齢者支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する方等 |
| 開 催 | ・隔月で開催 |
| 会議録 | ・運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成 |

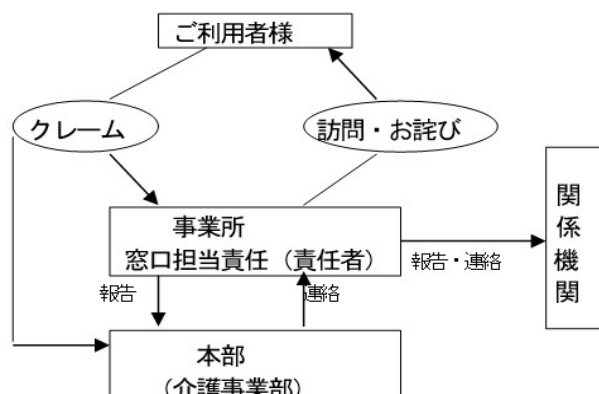
17、サービスの利用にあたっての留意事項

当事業所の利用にあたっての留意事項を以下のとおりとします。

- ・喫煙について・・・事業所敷地内禁煙
- ・火気の取り扱いについて・・・ライター・マッチ等は持ち込み禁止
- ・設備・備品の利用は、本来の用途に従って利用すること。これに反した利用による破損等の際、利用者に弁償義務が生じる場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込みについて・・・管理は利用者の責務とします
- ・金銭・貴重品の管理について・・・多額の金銭や高額な貴金属は持ち込み禁止とします。
その他は原則として利用者管理とし、事業所での管理は行いません。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止です。
- ・差し入れについて・・・食べ物・飲み物何れも原則として禁止。

18、苦情相談窓口

担当	役割	担当者及び連絡先
苦情受付担当者	苦情の受付、確認	生井 慎也 電話 029-350-8500 FAX 029-350-8501 対応時間（月）～（土）8：30～17：00



図：苦情処理手順

19、協力医療機関

利用者の主治医又は事業所医への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。		
利用者の主治医	氏名	
	所属医療機関名	
	所在地	
	電話番号	
協力医療機関	名称	大場内科クリニック
	所在地	水戸市酒門町 275-3

	電話番号	029-304-0111
協力医療機関	名称	のぐち歯科医院
	所在地	水戸市城南2丁目5-40
	電話番号	029-226-5666

* 緊急時の連絡先

緊急連絡先①	氏名	(続柄)
	住所	
	連絡先	
緊急連絡先②	氏名	(続柄)
	住所	
	連絡先	

20、提供するサービスの第三者評価の実施状況

事業所では、第三者評価については実施していません。

この重要事項説明書は、説明と同意の確認のために2通作成し、利用者と事業者が各々署名をして1通ずつ保有します。利用期間中はいつでも確認出来るところでの保管をお願いいたします。

サービス利用に関する同意書及び説明書

コミュニティヘルスケアせいらんど利用時に、よりよいサービスをご提供させていただくにあたり、ご利用者様ならびにご家族様に下記内容につきましてのご理解、ご協力をお願いいたします。

<通所>

1. 送迎は原則として、玄関までのお迎え、お送りをいたします。身体的あるいは環境的な諸事情がある場合には、ご本人様、ご家族様とご相談の上、当事業所でご提供できる範囲内での送迎サービスをご提供させていただきます。その場合には、サービス計画書の備考欄に内容等を記載いたします。
2. 季節による気温の変化が身体に様々な影響を及ぼします。お待ちいただく際には、ご自宅の中で待機いただくようお願いいたします。
3. お迎えの時間を、書面あるいは電話でご連絡させていただきます。交通事情や特段の事情等で予定の時刻よりも到着時間が遅れる場合がございます。何卒ご理解いただけますようお願いいたします。
4. 体調不良等を除き、出発準備等ができない場合には、他のご利用者様の迷惑にもなりますので、長時間お待ちすることはいたしかねます。

<訪問>

1. 訪問サービスは、ご利用者本人が出来ないことを援助し、ケアプランのサービス内容を基に、在宅での生活をサポートしていくものです。ご利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供はできません。
2. ご利用者本人以外に対するサービスの提供はできません。
3. ご自宅での介護について、随時ご相談を承っております。

<サービス利用時の説明書>

1. 【**緊急時対応加算**について 同意する ・ 同意しない 】

当事業所は、ご本人様又はご家族様からの連絡を24時間対応できる体制となっております。それに伴い、緊急での訪問看護・緊急での宿泊サービスに対応いたします。

2. 事業所の運営状況や感染症発生等により、サービスの内容を変更していただく場合がございます。
3. 当事業所は、全てのご利用者へ適切なサービスを提供するため、事業所の目的及び運営方針にそぐわない状況となった際は、他のサービスをご提案させていただく場合がございます。

4. 当事業所ではご利用様が快適な生活を送られますように、安全な環境作りに努めておりますが、ご利用様の身体状況や病気に伴う様々な症状が原因により、下記の危険性が伴う事を十分にご理解下さい。

「高齢者の特徴に関して」御確認いただきましたら□にチェックをお願いします。

- ☐ 歩行時の転倒、機械からの転落等による骨折・外傷・頭蓋内損傷の恐れがあります。
- ☐ 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- ☐ 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- ☐ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血がしやすい状態にあります。
- ☐ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- ☐ 高齢である事により、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- ☐ 本人の全身状態が急に悪化した場合、当事業所医師の判断で緊急に病院へ搬送を行う事があります。
- ☐ 常時付き添いができない勤務体制の場合もあります。
- ☐ 睡眠薬や抗精神薬等、服用されている薬の副作用による、転倒のリスクがあります。

この事は、ご自宅でも起こりうる事ですので、十分ご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、説明でわからない事があれば、遠慮なくお尋ね下さい。

以上の点につきまして、ご理解ご協力をお願いいたします。

医療法人青藍会

理事長 小林 正貴

コミュニティヘルスケアせいらん

管理者 川田 里美

電話番号